

熊本地震で被災された方については、 平成29年3月1日以降も引き続き、 医療機関等の窓口負担は免除となります。

- 保険診療として取り扱う際には、被保険者証等の確認が必要です。
- 窓口での一部負担金の支払いを免除する際には、保険者等が発行する免除証明書の確認が必要となります。
(有効期限欄に「平成29年2月28日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き平成29年9月30日まで、使用することができます。)

以下の(1)(2)の両方に該当する患者さんからは、窓口で一部負担金を受け取る必要はありませんが、引き続き保険者等が発行する一部負担金の免除証明書を確認する必要があります。

(熊本県以外の医療機関・薬局においても同様です。)

(1) 熊本県全域の市町村国保及び熊本県後期高齢者医療にご加入の方

(2) <窓口負担が免除される方の要件>

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

- なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

- 証明書の発行に関しまして、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。